　クロスコンプライアンスチェックシートの

作成・報告について

・ 「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」とは「みどりの食料システム戦略（みどり戦略）※」の一環で、令和７年度から、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合に取り組むことが必要になりました（中山間地域等直接支払は国（農林水産省）の交付金のため、該当します）。

※ みどり戦略・・・「環境問題や食の健康（安全）に配慮しながら、持続（継続）可能な食料供給体制を作り上げる」ことを目標とした戦略のことです。

「環境負荷の軽減」「食品ロスの削減」「生産性の向上（AIの活用）」「農業生産体制の確立」などが目標に掲げられています。

・ 中山間地域等直接支払制度では、**全協定が**この「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」（クロコン・みどりチェックなどと呼びます）に取り組み、**チェックシートを作成、報告することが交付金交付の要件の一つとなりました。**

・ これは「農業等が原因となる環境負荷に配慮するための取組」として、環境にやさしく

生産性も高い農業を目指した取り組みとなっています。



「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」（みどりチェック）の手続きの流れ

|  |  |
| --- | --- |
| １年目  （初年度） | 【申請】集落協定等は、市町村への認定申請の際に、チェックシートに取り組む内容を記入して提出 |
| 毎年度 | ・ 集落協定等は、チェックシートに記入した取り組みを実施する。  ・ 市町村は、現地確認時等に、取組が実施されているか確認する。  ・ 集落協定等は、その年度の取組内容を**チェックシートにより実績報告時に報告する。** |
| **報告方法** | **・ チェックシートの「申請時（します）」の内容に対して活動を確認し、「報告時（しました）」にチェックして提出**  　※ 試行期間のため、今後やり方が変わる場合があります。 |

【 簡易Ｑ＆Ａ 】

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 集落協定としての取組とは？ | 例えば、共同活動に伴って発生した廃棄物として、草刈りで発生した大量の草や木くず、共同防除で使用した農薬の容器などがあるが、これらを各自治体のルールに基づき処理しているかどうかというものが考えられます。  共同取組活動として草刈や防除を行っている場合に「申請時」にチェックし、容器等を正しく処理した場合に、年度末に「報告時」にチェックして提出いただきます。 |
| 個人管理が主で共同活動がない | 共同活動として行っておらず、個人の維持管理のみの場合は、適正な施肥等は該当しないと思われるため、そのようなものは「該当しない」にチェックしてください（作付けしている場合でも、集落協定の共同活動として施肥や農薬防除をしていなければ「該当しない」となる）。  また、項目に該当しない場合、「該当しない」にチェックをすることで協定に不利益が生じることはありません。 |

【 参考 】

・ 農林水産省ＨＰ　：　環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>